

様式第4号（第10条関係）

下野市地域包括支援センター運営協議会議事録

審議会等名	令和6年度第1回下野市地域包括支援センター運営協議会
日時	令和6年7月31日（水） 午後2時～3時30分
会場	下野市役所 3階 304会議室
出席者	石澤武美委員、遠藤敦子委員、奥村恭子委員、手塚芳子委員、 富沢健一郎委員、伊沢泰直委員、鈴木美弥子委員、菅沼克子委員、 上田光伯委員、新村智美委員、坂本栄一委員、角田充仙委員
欠席者	鶴岡優子委員
事務局	健康福祉部長：荻原剛 高齢福祉課長（基幹型地域包括支援センター長兼務）：大口貴史 基幹型地域包括支援センター 課長補佐：高山哲二、副主幹：田崎卓、主査：権瓶智枝、 主事：深澤箏子 地域包括支援センター みなみかわちセンター長：山下昌美 いしばしセンター長：中山恵美加 こくぶんじセンター長：小川裕美
公開・非公開の別	公開
傍聴者	1人
報道機関	0人
議事録作成年月日	令和6年11月18日

1 開会	司会：大口課長 地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条第2項により、半数以上の方の出席があるので、この会議の開催は成立する。
2 委嘱状交付	（省略）
3 あいさつ	荻原部長
4 自己紹介	委員自己紹介
5 会長、副会長選任	（司会） 地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条により「会長及び副会長を委員の互選により各1人置く」となっているが、地域密着型サービス運営委員会設置要綱においても同様であり、委員構成が同じであることから会長及び副会長を同じ方をお願いしたい。選任について

	<p>て伺う。</p> <p>(委員の声)</p> <p>事務局案があれば、お願いしたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>事務局案として、会長を伊沢泰直委員、副会長を角田充仙委員にお願いしたいと考えている。</p> <p>(司会)</p> <p>事務局から提案があったが、承認いただけるか。</p> <p>《拍手多数》</p>
	<p>(司会)</p> <p>これからの議事進行については地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条により、伊沢会長にお願いする。</p>
<p>5 議事</p>	<p>(伊沢会長)</p> <p>議題1～6について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>(1) 地域包括支援センターの体制について：資料1に基づき説明</p> <p>(2) 令和5年度事業活動状況について：資料2-1・2-2、資料3に基づき説明</p> <p>(3) 令和6年度事業活動計画について：資料4、資料5に基づき説明</p> <p>(4) 介護支援事業の委託先居宅支援事業所について：資料6に基づき説明</p> <p>(伊沢会長)</p> <p>事務局より説明があったところだが、質問はあるか。</p> <p>委員より一言ずついただきたい。</p> <p>(石澤委員)</p> <p>資料3、活動実績の項目に研修会参加状況があるが、各地区で参加数にばらついているのはなぜか。</p> <p>(事務局)</p> <p>経験年数に応じ参加しなければならない研修があるため、各職員の従事年数によりばらつきが出た。なお、研修の案内は当課から各地域包括支援センターに行っている。</p>

(遠藤委員)

高齢福祉課や地域包括支援センターが会議や研修で学び、我々に還元していることを理解した。

(伊沢会長)

薬剤師会会員はケア会議や在宅医療介護連携推進会議などに参加している。できるだけ参加し、薬剤師として関与できることがあれば、協力し還元していきたい。

(奥村委員)

資料を拝見し、様々な活動をしていると知った。どのような時に行っていいのかわからず敷居が高いと感じていたが、今回参加して内容を伺い、身近に感じる事ができたので足を運びやすくなる。

(手塚委員)

国分寺地区の相談実績を確認し、身体の相談が多いと感じるがどのような理由があるのか。

(小川センター長)

身体的な相談もあれば、病気の相談で体が動かしにくいという内容も「身体の相談」にもカウントしている。1人の相談で複数項目をカウントしているため、多くなったものとする。

(富沢委員)

集計は医療として一つで良いと思うが、歯科がどの程度関与できるか、口腔に関する相談件数や割合についての集計もお願いしたい。臨床の現場でも同様で、敷居が高いと思われることが多く、会議や研修会にて訪問歯科について聞かれることが多い。ケアマネジャー連絡協議会等での関りしかないが、歯科に関する研修等がなく予防事業に結びついていないのでは。

(事務局)

現在のところ、高齢福祉課に在籍している歯科衛生士が個別相談のほかフレイル予防教室や施設職員向けに口腔講話を実施している。

(鈴木委員)

地域包括支援センターへ相談しやすいよう情報発信していると思うが、浸透していないように感じる。

(事務局)

周知は継続して行っているが、浸透されていない現状は認識している。その理由として、困りごとが起きてから相談する、あるいは相談先は市役所がという認識が根強い、という点が考えられる。最近では地域包括支援センターの職員が介護予防教室等に出向くことで、市民の方と顔を合わせ相談先として認知され始めている実感もある。今後、高齢者からだけでなく家族からの相談も受けられることができると、あわせて周知していきたい。

(菅沼委員)

資料1にて、包括支援センター職員1人当たり1,000人前後の方を担当していると知ることができた。

(上田委員)

資料2-1②地域包括支援センター3地区それぞれの相談実績の集計の中で、石橋はケアマネジャーの相談支援が多いが相談内容について教えてほしい。

(中山センター長)

ケアマネジャーが担当している方で、虐待疑いや関わり方について相談がある。

(上田委員)

その中で、時間のかかる、連携が必要になるような相談内容について伺いたい。

(小川センター長)

認知症高齢者の権利擁護、成年後見制度の利用や虐待対応についての相談は連携や業務量が多くなると感じる。

(中山センター長)

成年後見制度の利用に当たっては、関係機関との連携が必要になってくる。ほかに、支援者と対象者間で意見の相違がありサービス利用等につながらないケースなどは、本人の意見も尊重したいところであるが、より良い生活に向け調整を図ろうとすると時間がかかる。

(山下センター長)

南河内地区は、新興住宅地と農村地帯と地域性が分かれており、課題にも特性が出ている。80-50問題や経済的困窮の問題が増えており、重層的支援体制整備事業が今年から始まったが、連携を密にして対応している。介護保険だけでは解決できない問題を、地域ケア会議等を通じ話し合いながら考えていく必要がある。また、家族の介護力がない、対象者との意思疎通が図れないなどの問題もあり、対応に苦慮することがある。

(新村委員)

今後の推進事業の中で権利擁護事業の推進として、虐待の早期発見・対応、関係機関との連携があると思うが、令和6年から家族介護者への支援を行うとのことなので、そこでも虐待について着目し、支援してもよいのではないかと思う。令和4年から権利擁護の相談実績が伸びているということは、特に介護者側の、老々介護やヤングケアラーなどの問題があると考えられる。取り組まなければならない重要な問題である。当ステーションでも、虐待が発覚し介入する中で、介護者が引きこもりや精神疾患であるため介護者側にも介入が必要となるケースが増えてきている。本人からの相談は難しいと思うが、家族や介護者からの相談があれば伺いたい。

(事務局)

担当のケアマネジャーから包括に連絡が入り、高齢福祉課にも相談が入ることが多い。また、同居や別居の親族からの連絡や警察からの通報もある。

(坂本委員)

民生委員が相談を受けた際には、困ったことがあれば地域包括支援センターに相談をと伝えている。相談を受けても民生委員には守秘義務があるため、自身の家族に聞くわけにもいかず一人で悩んで

	<p>しまう。そうしたとき、包括に相談できるのは心強い。認知症施策 でいえば、認知症サポーター養成講座を民生委員も受講している。 受講者はチームオレンジに登録すると思うが、現在何人いるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年時点での登録人数は88名。少しずつ増えており、ボランテ ィアとして認知症カフェや認知症予防の啓発活動等を行っている。</p> <p>(角田委員)</p> <p>資料2-2で、令和4年度の権利擁護についての相談件数が突出 して多い。令和5年度では若干減っているが、成年後見制度の利用 支援についての相談件数がかなり伸びている。社会福祉協議会は市 から成年後見制度の利用支援事業を受託しており中核機関という 位置づけであると思うが、サポートセンターが関与したものもここ に含まれるということか。</p> <p>(事務局)</p> <p>そのとおり。</p> <p>(角田委員)</p> <p>もう一点、資料6の介護支援業務の委託先居宅介護支援事業所だ が、各居宅介護支援事業所名の記載があり社会福祉協議会も先頭に 掲載されている。各地域とも市外の事業所も入ってきているため、 かっこ書き等で所在地の市町村名を記載すると参考になる。</p> <p>(伊沢会長)</p> <p>以上で議事は終了とする。事務局へお返しする。</p>
5 その他	<p>(司会)</p> <p>その他特になし。</p>
6 閉会	